

## ○湯沢町自治防犯組織活動補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、町内会等の地域の身近な犯罪の防止を図るために、防犯活動を行っている組織（以下「自治防犯組織」という。）に対し、補助金を交付する場合の基準等について、湯沢町補助金交付規則（平成 20 年規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象組織)

第 2 条 補助の対象となる組織は、町内会等の日常生活上の基本的な規模を有し、かつ町に対し設置を届け出た自治防犯組織とする。

### (補助対象事業及び補助金額)

第 3 条 補助対象事業及び補助金額は別表に定めるとおりとする。

### (交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は次に掲げる書類を添えて、湯沢町自治防犯組織活動補助金交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 自治防犯組織の規約
- (2) 組織の構成を記載した書類
- (3) 事業計画書（様式第 2 号）
- (4) 収支予算書（様式第 3 号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

### (交付決定等)

第 5 条 町長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその適否を決定し、湯沢町自治防犯組織活動補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

### (事業計画変更等の承認)

第 6 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る事業計画を変更または中止しようとするときは、事業計画書（様式第 2 号）により直ちにその旨を町長に報告し、承認を得なければならない。

### (変更交付申請)

第 7 条 前条の規定により補助金交付申請に変更の必要が生じた者は、次に掲げる書類を添えて、湯沢町自治防犯組織活動補助金変更交付申請書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第 3 号）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(変更交付決定等)

第 8 条 町長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその適否を決定し、湯沢町自治防犯組織活動補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助金交付の決定を受けた者は、事業完了後速やかに湯沢町自治防犯組織活動補助金成績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 2 号）
- (2) 収支決算書（様式第 3 号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第 10 条 補助金は補助事業の完了後交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第 11 条 町長は、補助金の交付申請を行った自治防犯組織が虚偽の申請その他不正の手段により補助金交付の決定を受け、または補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、または既に交付した補助金の全額または一部を返還させるものとする。

第 12 条 補助期間は施行の日から 5 年間とする。ただし、期間満了後も引き続き事業を継続する必要があると認める場合は 4 年間延長することができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

## 補助対象事業の内容

### 1 補助対象事業

- (1) 防犯広報
- (2) 防犯パトロール
- (3) 危険箇所点検
- (4) 環境浄化
- (5) 通学路等の子どもの見守り
- (6) 高齢者等の見守り
- (7) 地域安全マップづくり
- (8) その他地域防犯に資する取組

### 2 補助対象経費

区 分		補助額等
パトロール 資機材の購入	夜間チョッキ、帽子（ヘルメット）、腕章、タスキ、懐中電灯、拡声器、防犯ブザー、笛、ステッカー、のぼり旗、看板等の購入費	購入及び活動費用の1/2以内 で限度額は30,000円
啓発活動関係資料の作成費	情報チラシ、地域安全マップづくり等の作成費	
講習会等開催費	防犯教室・講習会等の講師旅費、謝金、資料作成費、会場借上げ料に限る	
その他地域防犯活動に係る経費	町長が必要と認めるもの	